

全 員 協 議 会

令和6年2月26日（月）

本 会 議 終 了 後

全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長

肥後議員、村木議員、大谷議員、三浦議員、沖田議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、
串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、永見議員、佐々木議員、
田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

久保田市長、砂川副市長、岡田教育長、坂田総務部長、田中地域政策部長、
猪木迫健康福祉部長、井上市民生活部長、佐々木産業経済部長、戸津川都市建設部長、
田中消防長、草刈教育部長、佐々木上下水道部長

〔事務局〕 下間局長、松井次長、大下書記

議 題

- 1 補正予算について
- 2 令和6年度当初予算について
 - (1) 一般会計
 - (2) 特別会計
 - (3) 水道事業・工業用水道・下水道事業会計
- 3 執行部報告事項
 - (1) 浜田市歴史文化保存展示施設基本計画（案）【令和4年3月作成】に（教育委員会）
ついて
 - (2) サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査（教育委員会）
検討業務委託報告書の算出根拠等について
 - (3) その他
- 4 行政視察レポートについて（議会改革推進特別委員会）
- 5 協働のまちづくり推進特別委員会の提言書について（報告）
 - ・協働のまちづくりの推進について～できる人が、できる時に、できる事を～
- 6 陳情付託先について
- 7 その他
 - (1) 自由討議について
 - (2) 令和6年3月浜田市議会定例会議ケーブルテレビ放送及び再放送について
 - (3) その他

浜田市

歴史文化保存展示施設基本計画(案)

令和4年3月

株式会社トータルメディア開発研究所

目次

はじめに.....	3
第1章 基礎調査と現状の課題	
(1) 基礎調査.....	4
(2) 現状の課題.....	7
第2章 目指すべき博物館像	
(1) 近年の博物館の潮流.....	8
(2) 類似施設調査.....	8
(3) 目指すべき博物館像.....	8
第3章 施設整備の方針	
(1) 市内各施設全体の整備方針.....	9
(2) 新施設の整備方針.....	10
(3) 施設改修の基本的な考え方.....	11
第4章 新施設のあり方	
(1) 複合施設としての基本理念.....	13
(2) 施設別の目的と活動.....	14
(3) 新施設の考え方.....	15
(4) 施設運営の考え方.....	16
(5) 入館者見込み.....	16
(6) 新施設の名称について.....	16
第5章 活用計画	
(1) 活動方針.....	17
(2) 連携の考え方.....	17
(3) 活動内容.....	18
(4) 活動スケジュール.....	20
(5) 広報活動.....	24
第6章 展示計画	
(1) 各展示スペースにおける展示の考え方.....	25
(2) 常設展示のテーマ・展示構成.....	26
(3) 展示手法の考え方.....	30

第7章 事業計画	
(1) 総事業費.....	33
(2) 事業スケジュール.....	33
おわりに.....	34
資料編	
(1) 歴史文化保存展示施設専門検討委員会について.....	35

はじめに

浜田市は、石見国と呼ばれた島根県西部のほぼ中央に位置し、豊かな自然とその中で育まれてきた多くの歴史文化遺産があります。これらの遺産を未来に伝え残していくことが求められています。

しかし、浜田市浜田郷土資料館の老朽化や狭隘化の解消のため、浜田市では平成 12 年（2000 年）から「博物館」について議論してきましたが、様々な問題から実施には至らず、長年の懸案となっていました。

令和元年（2019 年）に浜田藩が成立して 400 年という節目を迎えることを契機に、浜田市の歴史文化を保存、継承していくことをはじめ、未来を担う子どもたちや市民へのふるさと郷育（注 1）の推進、市民や観光客との交流が大切であるとして、整備に向けた検討を進めました。

平成 27 年（2015 年）11 月～平成 29 年（2017 年）3 月に、浜田城周辺整備検討会において、浜田城周辺整備基本方針（（仮称）浜田歴史資料館整備）を検討しましたが、改めて、平成 31 年（2019 年）4 月～令和元年（2019 年）9 月に（仮称）浜田歴史資料館検討会を開催し、検討意見や市議会、地域協議会、市民説明会などでの意見を踏まえながら、「歴史文化保存展示施設の整備方針」を取りまとめました。そして、令和 2 年（2020 年）8 月から整備方針に沿って、歴史文化保存展示施設専門検討委員会を開催し、専門家による展示や活用について意見をお聴きしながら、基本計画を取りまとめました。

（注 1）「ふるさと郷育（きょういく）」は「ふるさと教育」の教を郷里の郷に置き換えた造語です（浜田市教育委員会「浜田市ふるさと郷育推進方針について」平成 27 年 1 月）。

■現在の浜田市と各地域



第1章. 基礎調査と現状の課題

(1) 基礎調査

今後の浜田市での博物館施設の計画検討にあたり、まず、浜田市の歴史背景や人口などの基礎的な情報を整理します。

①歴史背景

浜田市は、古くから石見部の政治・文化の中心的役割を担うほか、国指定天然記念物の石見畳ヶ浦や三隅大平桜などの自然や、日本遺産である石見神楽、ユネスコ無形文化遺産の石州半紙といった伝統文化が伝えられています。

また、歴史においても、旧石器時代の遺跡があり、早くから浜田市において生活が営まれていました。古墳時代には、大型前方後円墳の周布古墳が築かれ、地域社会の形成が進み、石見国庁や石見国分寺など、古代石見の中心地でした。中世には、三隅氏、永安氏、福屋氏、周布氏といった領主が山城などの拠点を構えて活躍したほか、周布氏や三隅氏などが海外との交易を行っていました。近世になると、浜田市は津和野藩と浜田藩となりますが、浜田藩内には城下町と港が整備され、山間部の津和野藩内で生産された鉄や紙などが、港に寄港した北前船によって流通しました。浜田藩は第二次幕長戦争（石州口の戦い）で落城し、長州藩の支配を受けますが、近代には浜田県が成立し、近代化が進むとともに、歩兵第二十一連隊の移駐により軍都として発展したほか、山陰線も開通し、浜田市は石見の中核都市として発展しました。

現在の浜田市は、平成17年（2005年）年に浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町の5市町村が合併したことにより成立しました。東は江津市、邑南町、西は益田市、南は広島県に隣接し、中国山脈と日本海に抱かれた風土に支えられています。市域面積は690.68k㎡であり、県内では益田市の733.2k㎡に次いで2番目の広さとなっています。

このような、豊かな自然と歴史文化に育まれた浜田市の歩みを未来に伝え残していくことが求められています。



石見神楽



浜田城跡

②浜田市の人口

浜田市の人口・世帯数の推移をみると、平成29年（2017年）3月末の人口は55,553人で世帯数は26,559ですが、令和3年（2021年）3月末には人口52,145人、世帯数25,973となっており、人口減少が続いています。世帯数についても減少しています。

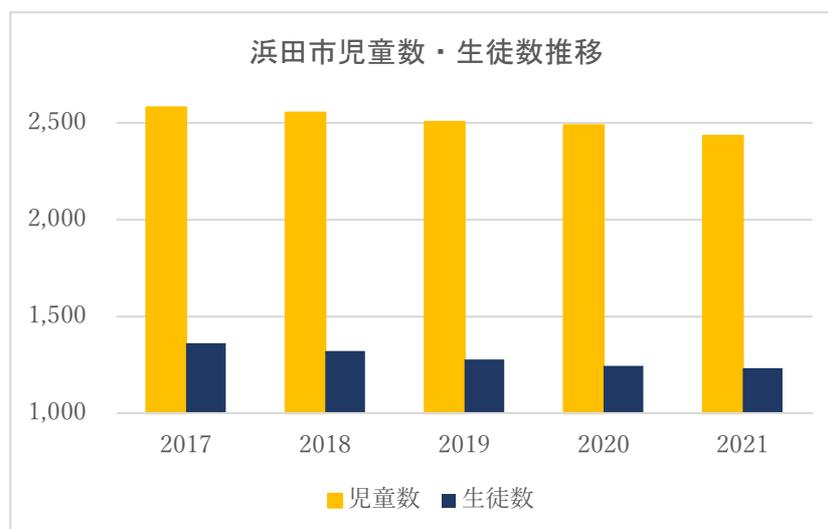
小・中学生の子どもたちについては、平成29年度（2017年）の3,942人から令和3年度（2021年）の3,667人へと減少傾向が続いています。

■浜田市の人口と世帯推移



参考：平成27年～令和2年度の「浜田市 地区別世帯数・人口表」
(浜田市ホームページより作成)

■浜田市の児童生徒数の推移



参考：浜田市教育委員会提供の「地域別児童生徒数の推移表」から作成

③既存の資料館

浜田市には、歴史・文化に関する施設が7施設あります。

○浜田郷土資料館

浜田市の歴史や人々の生活などに関する考古資料や文書、民具を収集、保管、展示。

○金城民俗資料館

「西中国山地民具を守る会」が収集した波佐地区の生産・生活用具を保管、展示。

○金城城歴史民俗資料館

石見地方のたたら製鉄にまつわる用具、古文書や、金城地区出身の偉人に関する資料、考古資料などを保管、展示。

○旭歴史民俗資料館

紙すきの道具を中心に山間部の農村の生産、生活を示す資料、衣食住の生活用具、たたら製鉄の遺跡関連資料や考古資料などを保管、展示。

○弥栄郷土資料展示室

弥栄地域で出土した考古資料や民具を展示。

○三隅歴史民俗資料館

紙すき道具、生活民具、漁具、考古資料を保管、展示。

○浜田城資料館

浜田城や北前船寄港地に関する資料を保管、展示。



浜田城資料館



浜田郷土資料館



旭歴史民俗資料館



三隅歴史民俗資料館



弥栄郷土資料展示室



金城歴史民俗資料館



金城民俗資料館



(2) 現状の課題

現在の浜田市は「(1) 基礎調査」で述べたような歴史背景を持ち、地域ごとに歴史・文化を伝える施設が整備されていますが、多くの施設は老朽化しています。また、各地域の人口減少・少子高齢化などの社会的問題もあり、管理・運営などの面でも課題を抱えています。

特に浜田郷土資料館は、築 60 年以上経過し老朽化が著く、展示スペースも狭いことから所蔵資料の多くが展示できない状況にあります。

課題 1

各施設の老朽化

課題 2

管理・運営面力の低下

課題 3

浜田郷土資料館の展示スペース不足

■ 浜田郷土資料館の展示室



■ 浜田郷土資料館の収蔵庫



課題が山積する一方で、これまでの各施設の活動を通じて収集・保管・展示されてきた膨大な資料は、浜田市の歴史と文化を未来へ伝えていくための資産として、今後も継承していく必要があります。

そこで、市の歴史と文化を発信する中核施設として、「浜田郷土資料館」を建替え整備し、市の歴史的な資産を継承し、積極的に活用していく基盤を構築します。

第2章. 目指すべき博物館像

(1) 近年の博物館の潮流

そもそもの博物館のあり方は、文化財の保存活用の方針や、地域のニーズなどから時代とともに変化しています。近年ではより地域の課題解決の糸口となるような観光型博物館や、生涯学習型博物館、または体験型博物館といった形態が見られます。

一方で、本物をじっくりと見せる従来型の博物館も地域の魅力再発見につながることや、観光に寄与するものとして残っています。

このように博物館のあり方は、今後も多様性を増していくと考えられます。浜田市においても、これまでの浜田市郷土資料館及び各地域の資料館の運営経験・実績に加え、他の博物館施設の活動や展示テーマ等を参考とすることで、独自の地域性を発信するような博物館像の構築を目指します。

(2) 類似施設調査

新しい博物館像を検討するにあたり、類似施設における全国の博物館のあり方を整理します。

①美術館と博物館が複合している施設

美術館的機能と博物館的機能を併せ持つミュージアムでは、地域にゆかりのある美術・歴史・民俗などのホンモノの資料をわかりやすく展示することで、市民や来訪者の方が郷土を理解し、親しみや愛着を育んでもらうことを目指す傾向がみられます。

また、市民利用のためのホールや企画展示室の活用方針を検討するなど、より市民と一体となり博物館活動を展開しています。

②ふるさとをテーマとした施設

ふるさとをテーマとした施設は、学校連携により館内・館外での展示以外の活動を充実させることで、文化の継承を活用面から積極的に行っている傾向がみられます。

また、ワークショップの実施を市民ボランティアで行うなど、子どもから大人までが生涯を通して施設を活用できる仕組みを展開しています。

(3) 目指すべき博物館像

新施設では、歴史・文化の保存・継承のために、子どもの頃から「ふるさと浜田」に誇りと愛着を持ってもらうことを目指します。また、人口減少が進む中で、市外に出た若者にUターンしてもらうためには、市内で活躍する場や様々な人と交流する場が必要となります。

そのために、新施設が核となり、学校教育・市内の文化施設・大学などとの連携や、先々の時流を見据えた資料活用を検討していくことが重要となります。

第3章. 施設整備の方針

(1) 市内各施設全体の整備方針

既存施設も含めた市内全体の施設整備については、「歴史文化保存展示施設の整備方針」によって次のようにしました。

- ①当市における「歴史文化保存展示施設」の中核施設として、「浜田郷土資料館」を建替え整備します。「浜田郷土資料館」には各地域の関連資料も保管していることから、施設整備に伴い、各地域関連資料も展示し、各地への案内機能も持たせます。
- ②各地域にある民俗資料などは、できるだけ当該地域で見ってもらうため、支所などの空きスペースを活用して展示します。浜田城資料館や金城の2つの資料館は現行のまま継続し、ほかの資料館は、当面、資料の保管施設として利用し、調査・研究などのニーズに対応します。
- ③既存施設に所蔵される資料は、新施設の企画展で展示するなどし、連携を持たせます。

■各施設の状況

施設名		建築年	延床面積	収蔵資料数	今後の方向性
1	浜田郷土資料館	昭和35年 (1960年)	480㎡	約12,000点	建替え整備
2	金城民俗資料館	昭和48年 (1973年)	269㎡	約2,500点	現行のまま 一部は岡本甚左衛門 の資料とともに、支 所の空きスペースを 活用して展示
3	金城歴史民俗資料館	昭和48年 (1973年) 土蔵改装	175㎡	約1,390点	
4	旭歴史民俗資料館	昭和56年 (1981年)	388㎡	約1,380点	
5	弥栄郷土資料展示室	昭和14年 (1939年) 改装	174㎡	約700点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支所の空きスペース を 活用して展示 ・ 既存施設は、資料保 管として利用し、調 査、研究などに対応
6	三隅歴史民俗資料館	昭和54年 (1979年)	406㎡	約4,000点	
7	浜田城資料館	明治40年 (1907年)	545㎡	約35点	令和元年(2019年)に改修し開館。現行のまま

※ 金城地域の金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館は、指定管理者によって管理されていることから、現行のまま継続します。

(2) 新施設の整備方針

世界こども美術館創作活動館に増設などを行う新施設の内容は、次のとおりです。

- ①世界こども美術館創作活動館の海側市有地に、展示室などを新たに増設（520㎡）するとともに、展示室等の上に資料などを収蔵できるスペースを確保します。
- ②世界こども美術館創作活動館を改修（333㎡）し、展示受付や収蔵庫、学習室を設けます。
- ③世界こども美術館創作活動館の機能は維持します。

また、世界こども美術館創作活動館の建物は、「海に浮かぶ船 日本海に漂う創造と美の船」をイメージとしたものです。新施設を増設するにあたり、既存建物との調和を図ること、3階多目的ホールから日本海の展望が確保できることに配慮して整備を行います。



世界こども美術館創作活動館



増設予定地（海側市有地）

(3) 施設改修の基本的な考え方

今回の事業においては、以下の部分を新施設の核とし整備を行います。

①歴史文化展示室

展示室は、常設展示室、企画展示室、エントランスホールの3つのスペースから構成されます。

常設展示室では、浜田の歴史を網羅的に学ぶことのできる資料や解説パネルを展開し、展示内容は基本的には固定とします。

企画展示室は、季節や時期でテーマを変えながら常設展示室とは異なる切り口で、資料を展示します。展示内容に応じてフレキシブルに変更可能な設えとします。

エントランスホールは、常設展示室と企画展示室それぞれにアクセスできる前室の役割を担います。エントランスホールにも浜田の風景や文化に触れる展示を配置することで、2つの展示室への導入という位置付けとします。

②収蔵庫

世界こども美術館創作活動館 1 階の準備室を改修し、資料保管のための収蔵庫を設けます。収蔵環境としては、浜田郷土資料館と同等の仕様をめざし、内装には不透湿処理石膏ボード、調湿石膏ボードを用いることを検討します。

既存施設の中から、資料価値、企画展示室などでの活用頻度を踏まえ、優先順位の高い資料を収蔵します。また、ほかの資料については、使用されていない市内の施設なども有効活用した分散収蔵とします。

③展示及び学習室

世界こども美術館創作活動館 3 階の美術展示室は、企画展示や学校・団体利用のスペースとして改修します。既存の映写室は再利用し、備品など収納スペースも設けることとします。

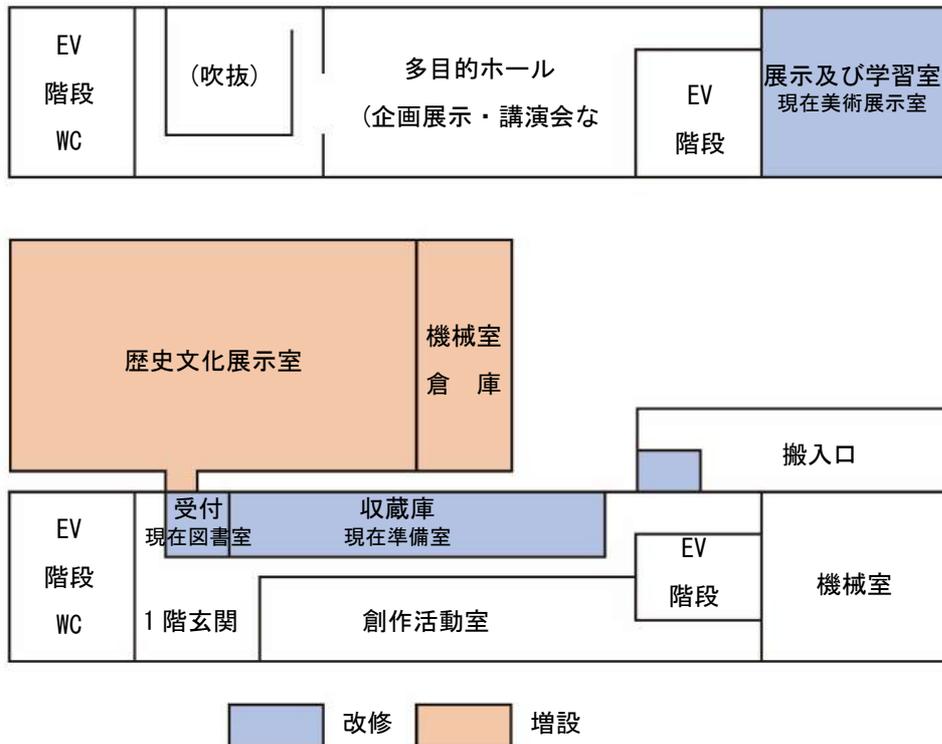


展示及び学習室として活用 (3 階 美術展示室)

■増設部分及び改修部分の機能

工事種別	機能		備考
増設部分	歴史文化 展示室	常設展示室	浜田の特徴を理解するための歴史文化展示スペース
		企画展示室	テーマを設定し企画展示などを行うスペース
		エントランス ホール	常設展示室と企画展示室の導入部分のホールとしながら、浜田を紹介する展示スペース
	機械室 ・倉庫	倉庫	展示備品保管のためのスペース
		機械室	空調などの機械設備類設置スペース
	渡り廊下		世界こども美術館創作活動館との接続廊下スペース
改修部分	受付		来館者の管理、対応及び学芸員のためのスペース
	展示及び学習室		展示や学校・団体利用のスペース
	収蔵庫		資料を保存するためのスペース

■増設・改修予定平面図



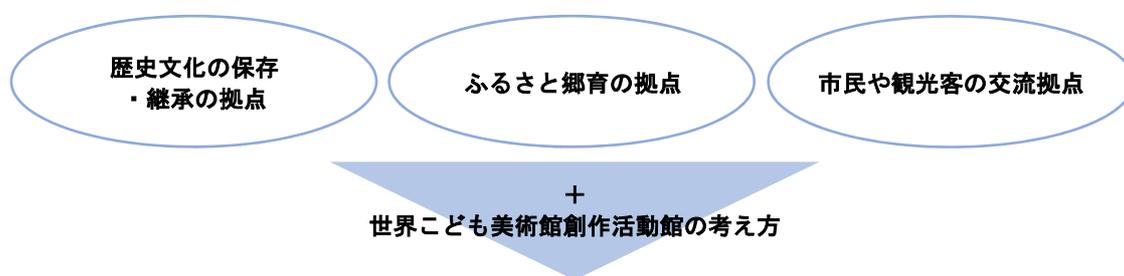
第4章. 新施設のあり方

(1) 複合施設としての基本理念

令和元年に策定した「歴史文化保存展示施設の整備方針」の中で、新施設は、古くから歴史を有し、市民憲章において「文化のかおるまち」を標榜している本市にとって、次の3つ役割を担うために必要不可欠な施設として位置づけられています。

そこに、世界こども美術館創作活動館のこれまでの活動のあり方や考え方を踏まえると、複合施設としての理念は次のように考えられます。

■新施設の目的と意義



■複合施設の基本理念

ふるさと浜田の魅力探求と未来への創造力を育む

また、複合施設が担う使命として、次の5つの視点を掲げます。

①ふるさとの歴史文化 美術を未来につなぐ

古くから継承されてきた歴史と文化や世界こども美術館創作活動館が発信の中心となっている美術を浜田ならではの資産として、これからの浜田を担っていく子どもたちにわかりやすく伝えていきます。

②ふるさとへの愛着と誇りを育む

市内の子どもが必ず一度は訪れて、積極的に学ぶことでふるさとへの愛着と誇りをもち続けてもらえるようにします。

③世界やふるさとから創造性や感性を育む

美術を通して世界に目を向ける一方で、身近なふるさとの歴史文化を知ることで、物事を考える創造性や感性を豊かにします。

④子どもたちと各世代との交流

複合施設の活動への市民参画や、大学や観光関係団体などと連携した活動を行うことで、子どもたちと各世代との交流ができる場を提供します。

⑤世界的な視点と交流から国際性を育む

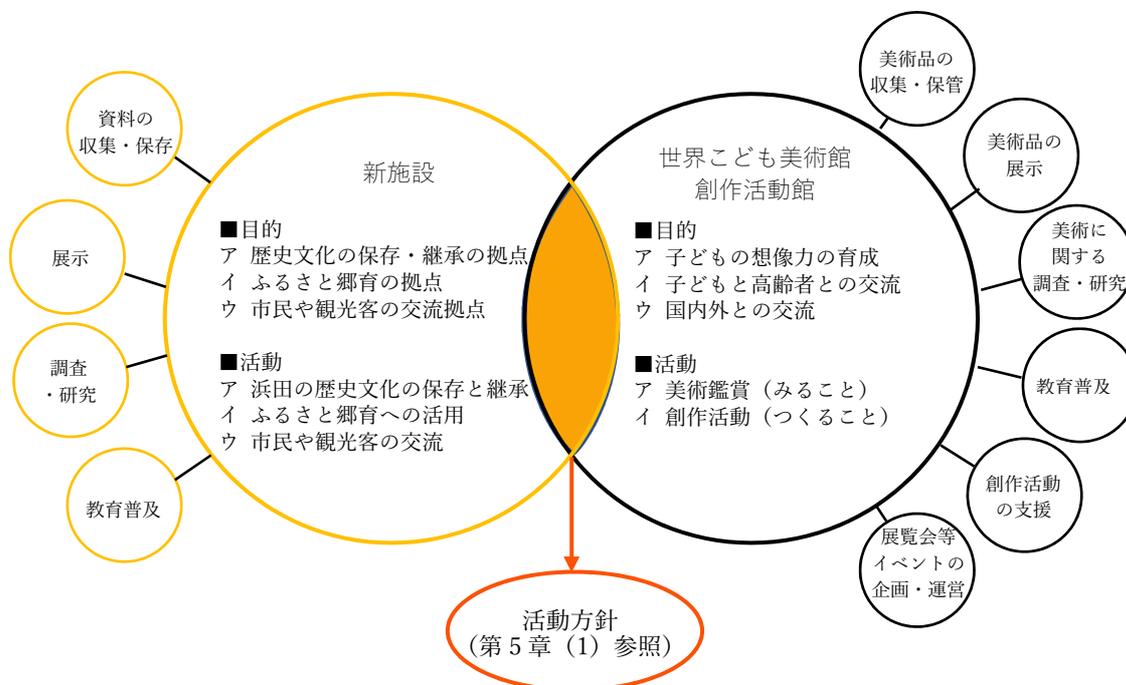
子どもの頃からグローバルヒストリーの視点を持ち、世界におけるふるさと浜田の価値を再認識することで、国際社会で活躍できる人材を育てます。

(2) 施設別の目的と活動

新施設と世界こども美術館創作活動館の基本的な活動は、歴史文化分野を扱う新施設と美術分野を扱う世界こども美術館創作活動館で、各専門領域が異なることから、施設ごとに最適な活動を行うものとします。

新施設では、「浜田の歴史文化の保存と継承」、「ふるさと郷育への活用」、「市民や観光客の交流」を活動の軸とします。

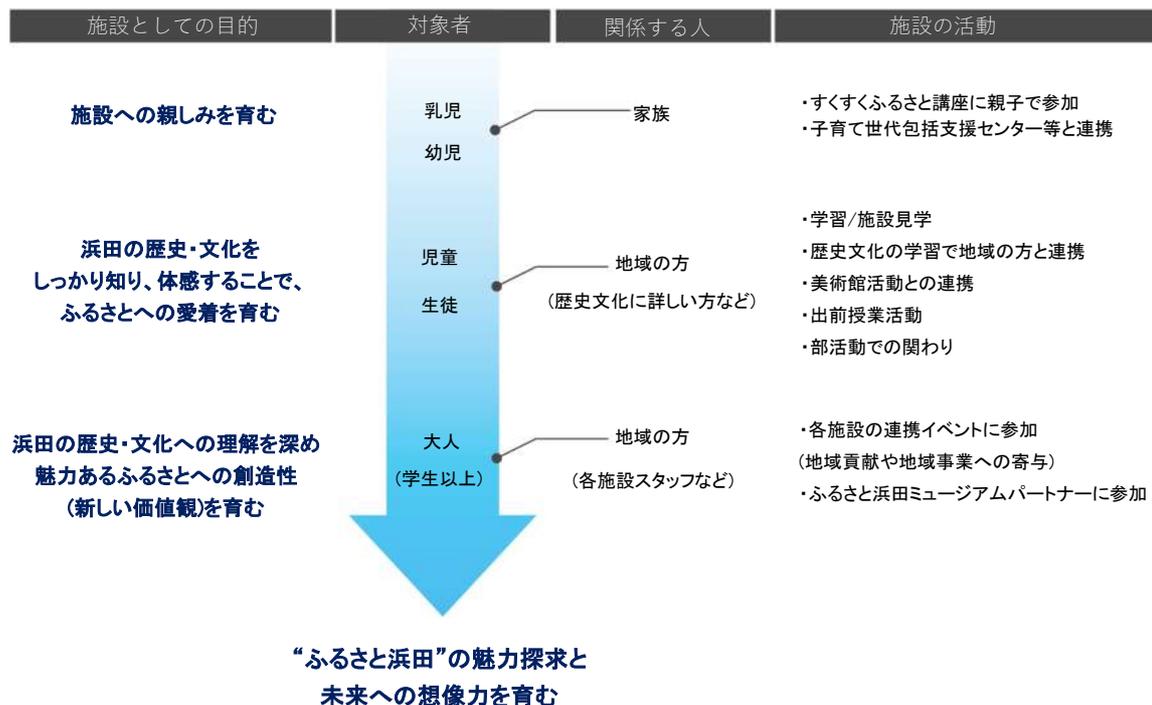
また、複合施設としての魅力を最大限に発揮するために、活動方針に基づく連携活動なども検討していきます。



(3) 新施設の考え方

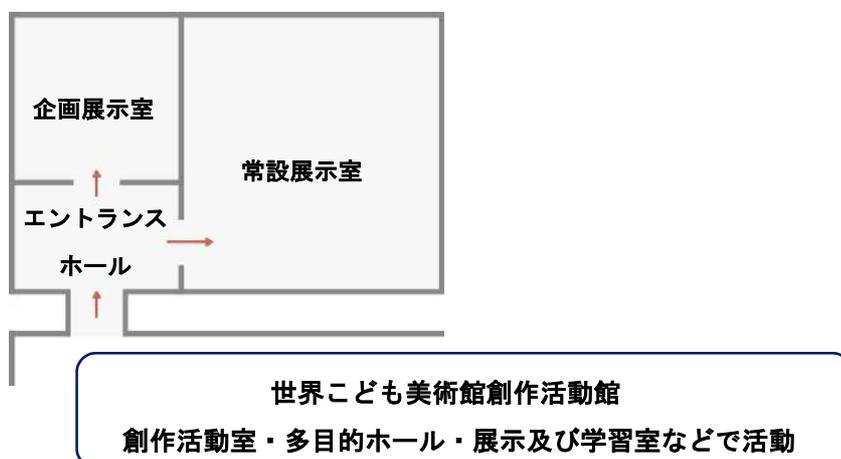
新施設では、学校との連携による「児童・生徒」をターゲットの中心としながら、年代ごとに目的を設定します。それにより、「地域の博物館」としてすべての年代に対して、生涯通して活用してもらえらる施設とし、複合施設としての基本理念を実現していきます。

■ターゲットごとの目的



■新施設の展示室と世界こども美術館創作活動館での活動スペース

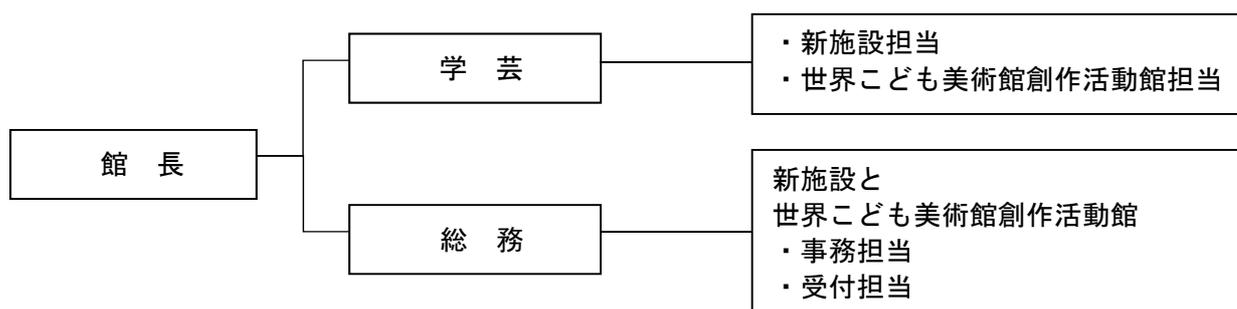
新施設の展示室で学んだり、感じたりしたことを活かしながら、世界こども美術館創作活動館1階の創作活動室でものづくり体験などの創作活動を行う他、3階の多目的ホールや展示及び学習室で、学びの復習や発表、学習会、講演会などの活動を行います。



(4) 施設運営の考え方

施設運営にあたっては、歴史文化の保存、継承と活用を図りながら、市民や観光客などへのサービスが円滑に行える施設を目指すとともに、効率的で経費を圧縮できるようにしていきます。

また、世界子ども美術館創作活動館との施設共有やスタッフとの連携を図りながら運営していきます。



(5) 入館者見込み

この入館者見込みは、開館して約3年後の入館者が平準化した時点を想定したものです。有料入館者※₁は小中学生と高大学生、一般を指し、無料入館者は視察や付き添い、未就学児などを指します。数値は現在の美術館の入館者数を軸に算出しています。

有料 入館者①	無料 入館者②	小 計 ①+②	授業による児童・生徒 の利用や生涯学習による 利用③	総計 ①+②+③
6,632	1,621	8,252	1,532	9,785

※1：美術館吸引率に対する当該施設吸引率割合(設定値)※₂×美術館入館者吸引率(美術館入館者数÷美術館誘客圏人口)×市人口

※2：美術館吸引率に対する当該施設吸引率割合(設定値)は0.8に設定。

美術館入館者の8割が歴史文化保存展示施設に入館する考えによる。

(6) 新施設の名称について

新施設の名称については、下記の視点から考えます。

- (1) 新施設について検討されてきた考え方を踏まえたもの
- (2) 施設の目的が感じられるもの
- (3) 施設名称は浜田市世界子ども美術館創作活動館と併記することを考慮したイメージや文字等のバランスが取れるもの
- (4) 柔らかい印象(平仮名など)を与え、略称(ニックネーム)が付けやすいもの

なお、歴史文化保存展示施設専門検討委員会では、浜田市歴史文化博物館、浜田市ふるさと歴史文化資料館、浜田市ふるさと資料館などの提案がありました。

第5章. 活用計画

(1) 活動方針

新施設での活動は、展示や資料管理などの博物館の基礎的な活動だけではなく、世界こども美術館創作活動館との連携を図りながら、ふるさと浜田への探究心を醸成し、創造力を育む活動を行っていきます。そのために、活動の方針を4つの視点から決めました。

子どもたちが分かりやすく、
興味や好奇心を呼び起こす活動

親子や各世代と楽しく学ぶ活動

学校教育との連携により
教育効果を高める活動

世界的な視点と交流から
国際性を育む活動

(2) 連携の考え方

世界こども美術館創作活動館と連携を図るとともに、学校との連携は、浜田市教育研究会 社会科部会などの協力をいただきながら、調整を図り、進めていきます。

また、近隣の島根県立大学浜田キャンパスや子育て世代包括支援センター（予定）、総合福祉センターなどをはじめ、市内の各まちづくりセンターや観光施設など、様々な分野の施設と連携するとともに、各分野で活動されている様々な団体や個人とも連携していきます。

関連する浜田城資料館や金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館をはじめ、各支所展示や図書館などと連携していきます。特に浜田城資料館との連携を図り、北前船寄港地の外ノ浦や浜田城、城山の自然、城下町など、現地への案内や紹介ができるようにしていきます。

これらの連携により、子どもから大人までの各世代が新施設の活動に関わることができるよう仕組みを構築していきます。

■ 浜田市内の関連施設



(3) 活動内容

浜田市の歴史に触れ、文化を感じるとともに、世界・日本の歴史文化を身近に感じる活動とします。活動の軸は、令和元年に策定した「歴史文化保存展示施設の整備方針」の中で定められている博物館の役割の視点「1. 浜田の歴史文化の保存と継承」「2. ふるさと郷育の拠点」「3. 市民や観光客の交流拠点」を柱とします。以下は、3つの視点と博物館の活動を踏まえ、活動内容を検討しています。

1. 浜田の歴史文化の保存と継承

展示活動	▶学芸員中心の活動
常設展示 全国的な時系列とともに浜田の歴史を体感することができる体験展示を行う。	
企画展示 浜田の歴史を分野別に紹介する企画展示を行う。	
資料管理・調査研究活動	▶学芸員中心の活動
展示資料研究活動 収蔵されている考古・文書・民具などに関する調査研究活動を行い、展示や各活動などへ反映する。	

2. ふるさと郷育の拠点

学校教育に関わる活動	▶学芸員など+学校による活動
ふるさと学習活動（学校の見学受け入れ） 市内の学校向けに、学芸員の口頭解説やタブレットを活用しながら展示室を見学してもらう。	
ふるさと工作活動 美術館のミュージアムスクールと連携。施設の見学後は資料の観察結果を工作につなげる。 ex. 縄文土器を見たあとに、縄文土器をつくるなど。	
教材提供活動 学芸員が学校の授業に合わせた資料作成の相談、資料を提供、共同開発などを行う。	
出前授業活動 学芸員が地域の学校へ出向いて単元に沿った資料などを持ち込み、授業の提供を行う。	

生涯学習に関わる活動

▶学芸員など+市民による活動

ふるさと講座（学芸員 or 市民による歴史講座）

学芸員だけでなく、外部講師や地域の歴史文化に詳しい方が先生となり浜田の歴史紹介を行う。

ex. 昔の道具の使い方やエピソードを地域のお年寄りから紹介していただくなど。

すくすくふるさと講座（未就学児向け歴史文化体験）

0歳～3・4歳（年中を想定）は神楽の音を体感させる。4歳～6歳（年長を想定）は浜田の歴史文化を紙芝居などで紹介したり、作ったりする。

子育て世代包括支援センターと連携し、四季折々に親子で参加できるプログラムを実施。

ふるさと浜田ミュージアム・パートナー（市民による博物館活動への参画）

各人の興味関心ごとに分かれて活動し、ミュージアム活動に参加する。

ex. 活動グループ：調査研究、展示解説、古文書読解など。

3. 市民や観光客の交流拠点

交流に関わる活動

▶市の施設全体に関わる活動

情報提供と他施設との連携（観光施設、資料館などの関連施設との連携）

市民同士や市民と観光客の交流を促進させるため、情報を提供。

ex. 市内の文化財やイベントをはじめ、関連施設の紹介や連携を行う。

■ 浜田城資料館での学習



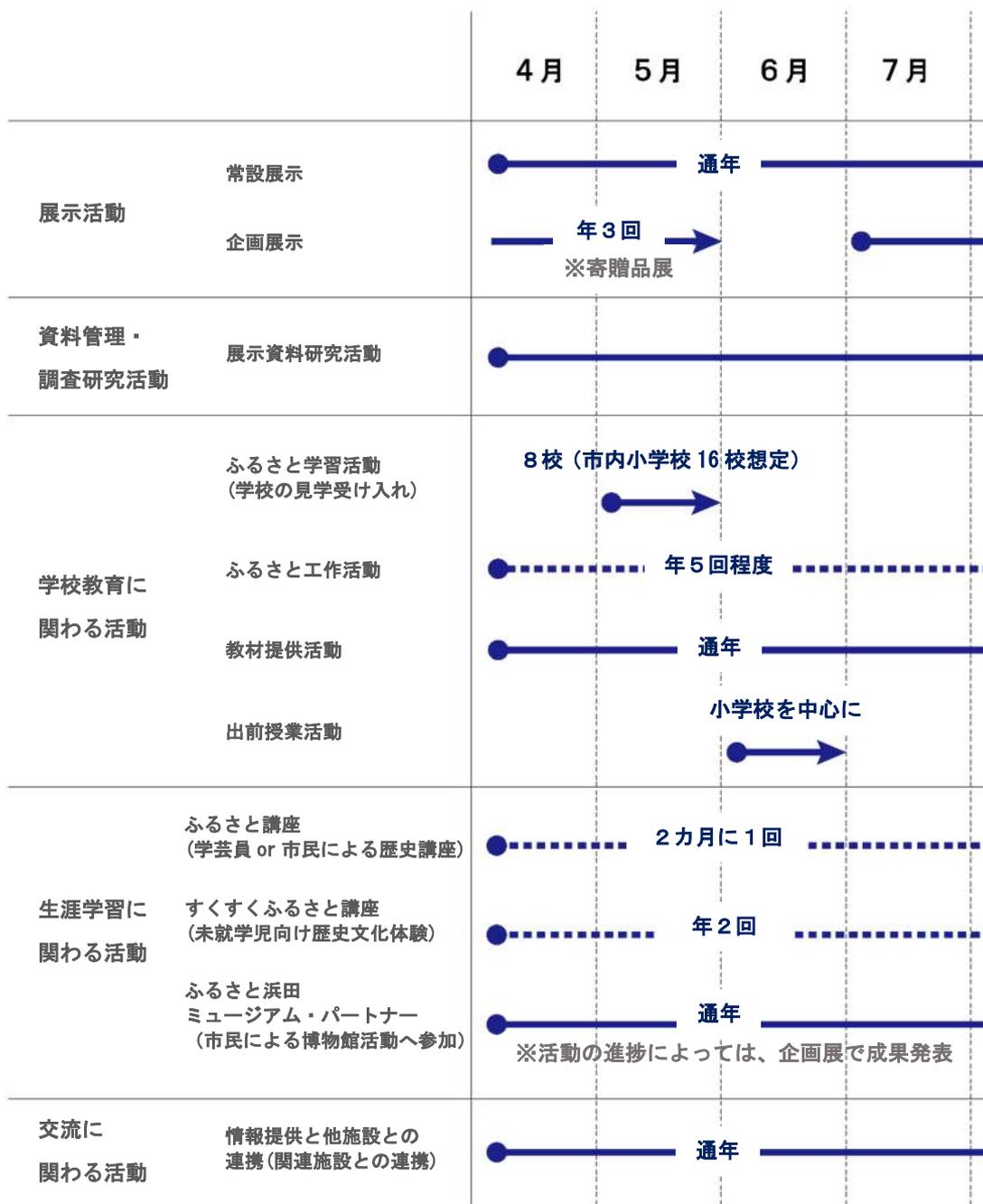
(4) 活動スケジュール

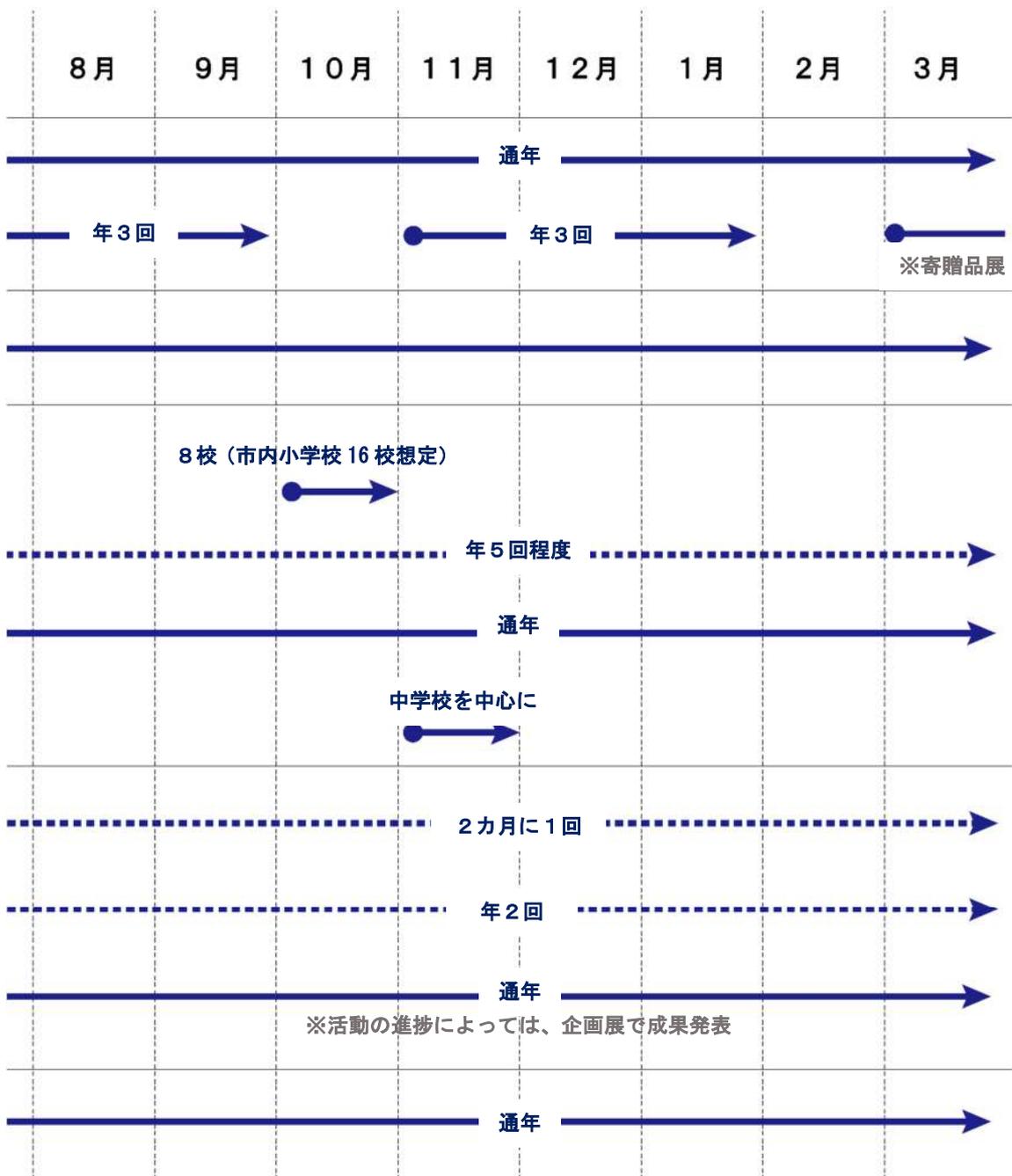
それぞれの活動について、年間活動スケジュールと、開館後の短期、中期、長期を設定して、実施するとともに、活動の実施方法や内容について、試行しつつ見直しを図りながら、実施します。

①年間活動スケジュール

年間の活動については、展示活動や資料管理、調査研究活動を基本に据えながら、学校の授業状況やカリキュラムを見ながら段階的に取り組んでいきます。

また、世界こども美術館創作活動館の活動とも調整を図りながら連携していきます。





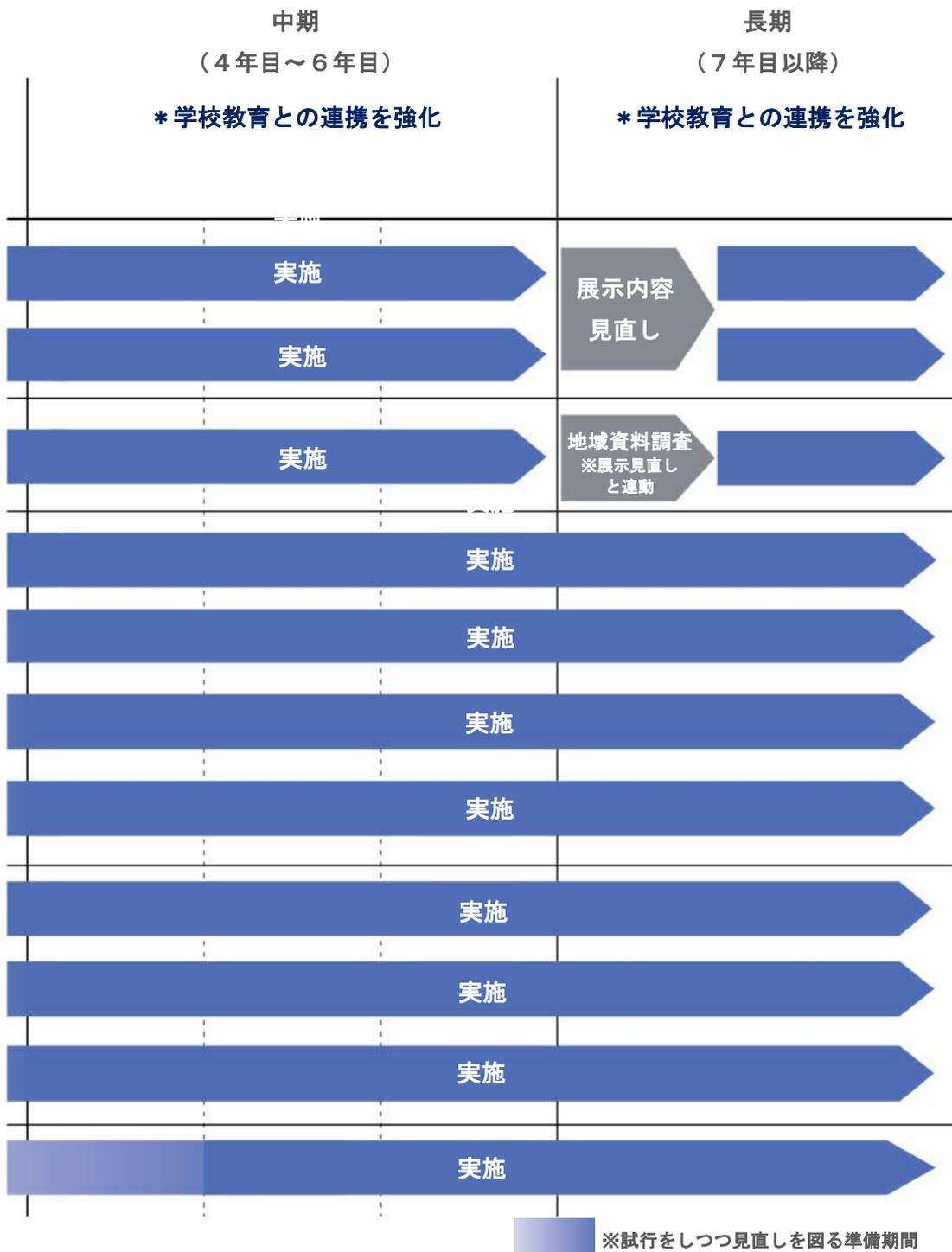
②開館後の活動スケジュール

活動にあたっては、開館から3年目までを短期、4年目から6年目までを中期、7年目以降を長期と設定し、段階を踏みながら実施していきます。

短期では、展示・資料研究活動といった、博物館活動の基礎的な活動を中心とします。

また、ふるさと学習活動やふるさと講座などの見直しを図りつつ展開していきます。

		短期 (開館年～3年目) * 展示・資料研究活動を主体に活動
学芸員 中心の活動	展示活動 常設展示	実施
	企画展示	実施
	資料管理・ 調査研究活動 展示資料研究活動	実施
学校・市民・ほか施設との連携活動	学校教育に関わる活動 ふるさと学習活動 (学校の見学受け入れ)	実施
	ふるさと工作活動	
	教材提供活動	
	出前授業活動	
生涯学習に関わる活動	ふるさと講座 (学芸員 or 市民による歴史講座)	実施
	すくすくふるさと講座 (未就学児向け歴史文化体験)	
	ふるさと浜田 ミュージアム・パートナー (市民による博物館活動へ参加)	
交流に関わる活動	情報提供と他施設との連携(関連施設との連携)	



(5) 広報活動

ホームページやそのほかのWEB媒体、印刷媒体（地方紙など）を通して、館外への情報発信を行います。行政内だけでなく、旅行・交通・メディア関係の民間会社などとも連携し、市内外の来館者への情報発信を充実化させます。

また、ふるさと工作活動や教材提供活動、出前授業活動、すくすくふるさと講座、ふるさと浜田ミュージアム・パートナーなどの活動は、試行期間中に広報も兼ねたトライアル活動を実施することで、新施設ができることへの機運を市全体で高めていきます。



郷土資料館や浜田城資料館のチラシ・パンフレット・資料館ニュース



Instagram
(浜田城資料館)



ホームページ
(世界子ども美術館創作活動館)

第6章. 展示計画

(1) 各展示スペースにおける展示の考え方

展示スペースは、常設展示室、企画展示室、エントランスホールの3つの異なる役割をもたせたスペースを設け、それぞれを行き来する中でより浜田の歴史文化を深掘りできるような関係性を構築します。

① 常設展示室

浜田の歴史を時系列でたどる通史展示を中心に、世界・日本の歴史と照らし合わせながら浜田の特徴やまちの移り変わりについて紹介します。

② 企画展示室

常設展示室では紹介しきれない情報やトピックを展示します。テーマは固定ではなく、季節や時期で内容を変更しながら、常設展示室とは異なる切り口で歴史を深掘りできる展示を目指します。

③ エントランスホール

市民に親しまれている「石見神楽」や「自然」をテーマとした象徴的な展示を導入空間に展開することで、市民に対しての求心的な役割をもたせるとともに、奥へと続く常設展示室や企画展示室への期待感を醸成します。

■ 浜田城資料館での展示方法や利用



(2) 常設展示のテーマ・展示構成

常設展示のテーマ

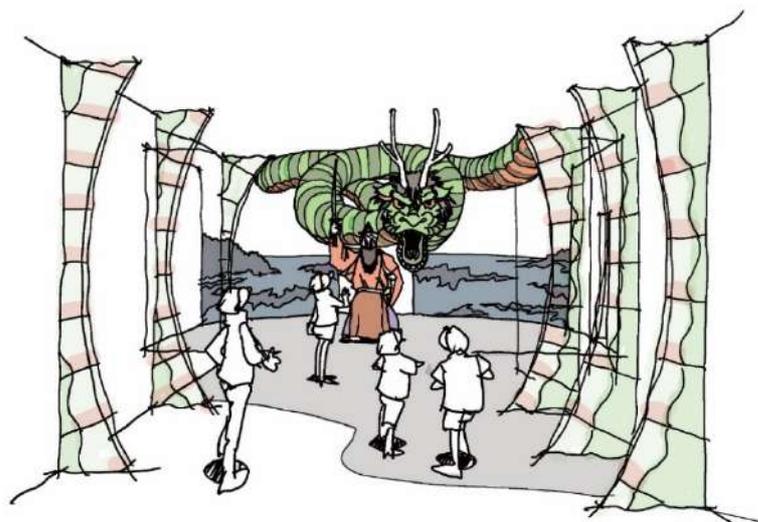
『ふるさと浜田の歩みをたどる、歴史郷育ミュージアム』

エントランスホールにおいて、市民にとって象徴的な「石見神楽と風土」を導入とし、地形のなりたちから貴族・武士の時代、そして現代へと、時間軸で浜田の足跡をたどっていく展示構成とします。

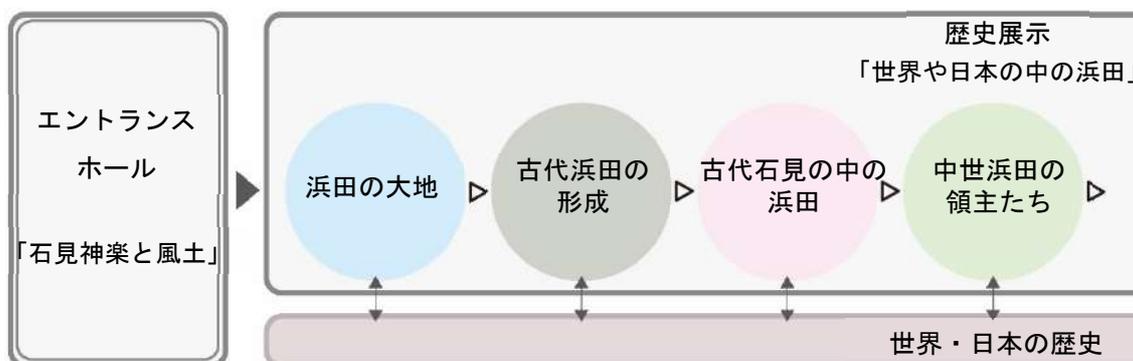
また、世界・日本の歴史と浜田の歴史を照らし合わせながら見ていく展示によって、グローバルな社会の中における浜田の特徴と、まちの移り変わりを学びます。

※新施設における「浜田」とは、現在の浜田市の市域のことを指し、市内の子どもたちにふるさとを意識してもらうことをねらいとします。

■エントランスホールの導入展示イメージ



■展示ストーリー



常設展示では、浜田の5つの特性を主軸とした展示を展開します。

① 山に抱かれ、海に開かれた環境を有する浜田市

- ・里山文化を育んだ中国山地
- ・世界、日本全国とつながった海岸立地

② 石見における政治的中心を担った浜田市

- ・古代寺院や石見国分寺が示す石見の中心地
- ・山城が示す中世の領主たち
- ・絵図や甲冑などが示す近世の浜田藩の城下町や津和野藩
- ・写真などが示す近代の浜田県成立や軍都

③ 山間での生産と港の発展に支えられた浜田市

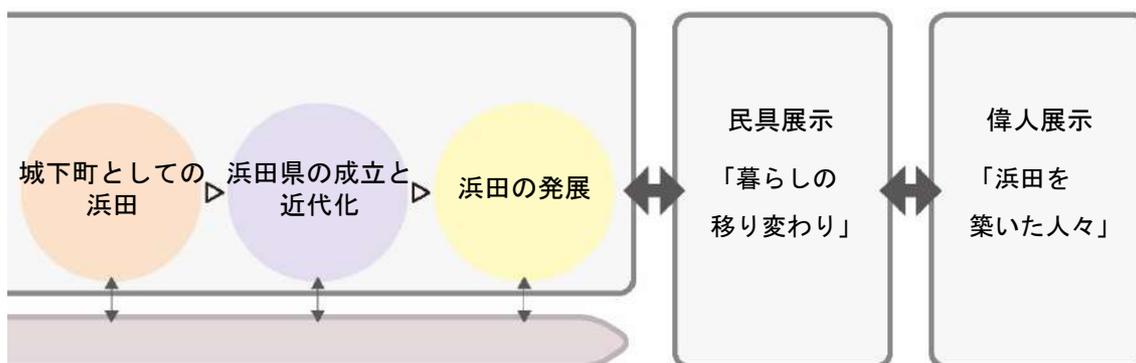
- ・中世の港と朝鮮王朝や日本海沿岸地域との交易
- ・近世の北前船寄港地などで流通した津和野藩領内などの地場産業
(石州半紙、たたら製鉄、石見焼)

④ 文化を継承する浜田市

- ・石見神楽や田囃子など、地域の伝統文化

⑤ 偉人を輩出する浜田市

- ・政治や文化、芸術など様々な分野で活躍した先人たちの功績



■ 展示項目

石見神楽と風土

- ・石見神楽や石州半紙、北前船のイメージ
- ・浜田の自然・風景

浜田の大地

- ・石見畳ヶ浦と日本海の形成
- ・黄長石霞石玄武岩と長浜大地 など

古代石見の中の浜田

- ・石見国分寺・国分尼寺と石見国府
など

城下町としての浜田

- ・浜田藩と津和野藩
- ・浜田城とその城下
- ・参勤交代
- ・文化と暮らし
- ・浜田落城 など

浜田県の成立と近代化

- ・浜田県と浜田地震
- ・軍都としての浜田
- ・山陰線の開通と浜田 など

暮らしのうつりかわり

- ・暮らしの道具（民具など）
- ・民俗や習俗（石見神楽、田囃子、
大名行列）など

古代浜田の形成

- ・弥生・古墳からみる地域の形成
- ・古墳から寺院へ など

中世浜田の領主たち

- ・浜田の領主と山城
- ・中世の港と海外交易 など

北前船寄港地・浜田

- ・浜田の港
- ・浜田の地場産業と流通
（石州半紙、たたら、石見焼、
石州瓦、長浜人形）など

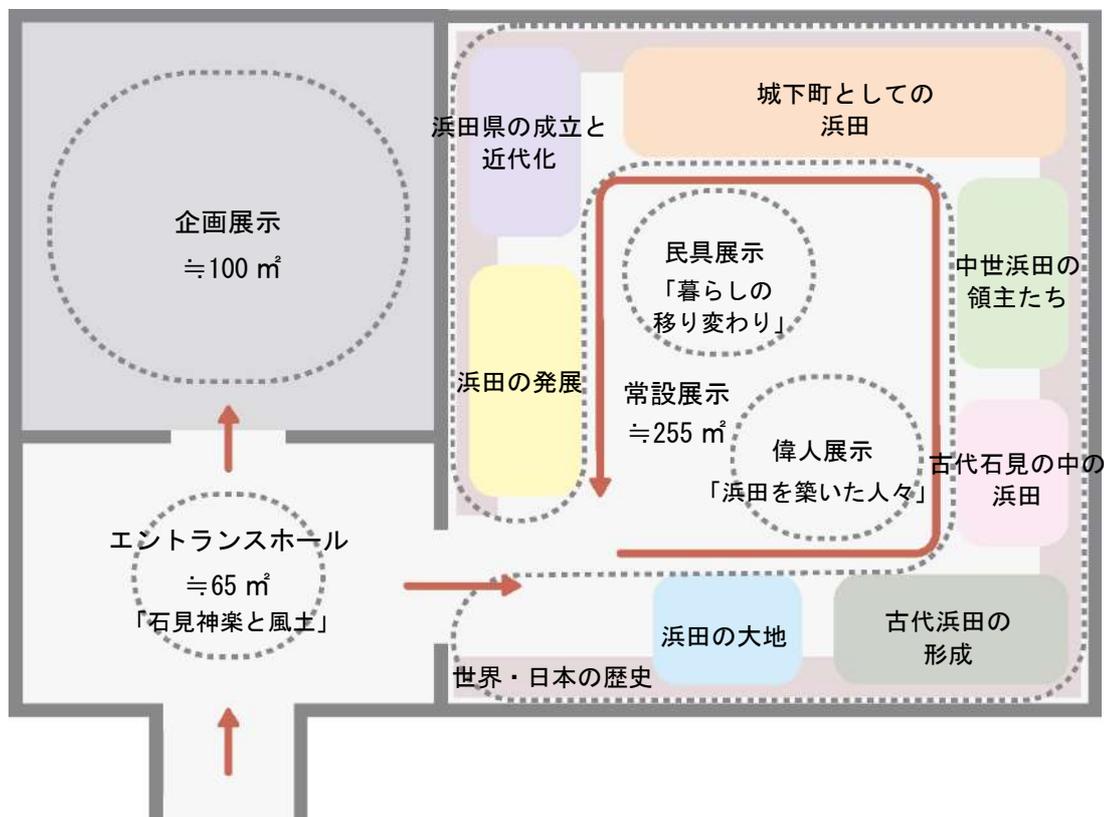
浜田の発展

- ・戦争から平和な暮らしへ
- ・「まち」の移り変わり など

浜田を築いた人々

- ・政治や文化などで
活躍した人物

■展示室の概念図（床面積≒420㎡）



弥生土器



中世の食器



甲冑



古文書



民具とくらし



石見神楽面

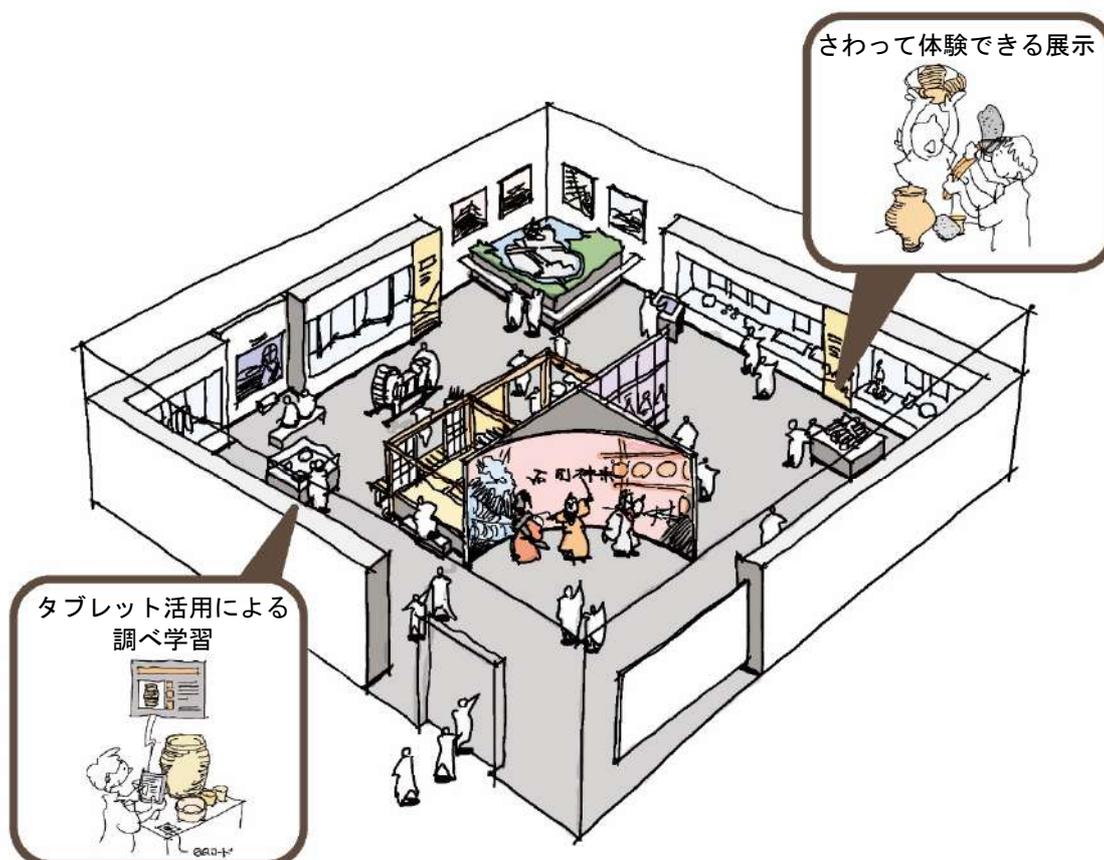
(3) 展示手法の考え方

新施設では、ふるさと郷育の対象である子どもたちをメインターゲットとし、まずは興味を持ち、自ら思考し、調べていくことのできる、受動的でない、能動的な学習を誘発する展示手法としていきます。

また、大人や観光客にも配慮した手法とし、より詳しい情報を提供できるようにしていきます。

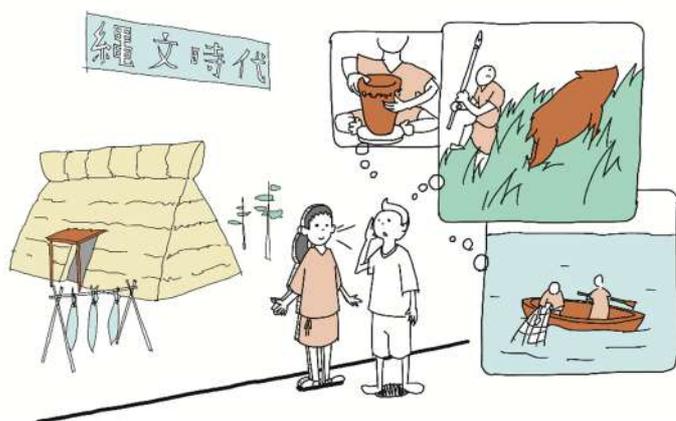
- ① 子どもたちに興味をもってもらう展示
- ② 子どもたちに問いを投げ掛け思考を促す展示
- ③ 子どもたちが自ら疑問をもって調べるような展示
- ④ タブレットなどを活用しながら、それぞれが情報を深掘りできる展示

■常設展示室イメージ



■手法参考イメージ（第7回専門検討委員会における協議内容を元に作成）

○当時の子どもから書く時代の話の聴いたり見たりする展示



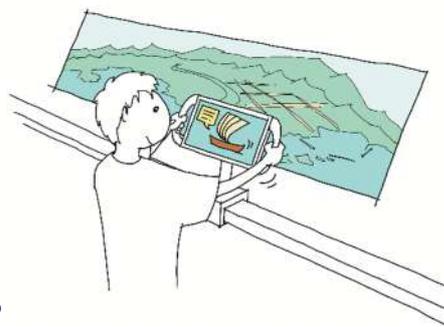
子ども目線で語られる各時代の出来事の
説明音声や映像コンテンツ

○浜田の音に耳を傾ける展示



資料展示とともに神楽などの
資料にまつわる音声が聴こえる

○興味のある時代・展示資料を
映像で深掘りする展示

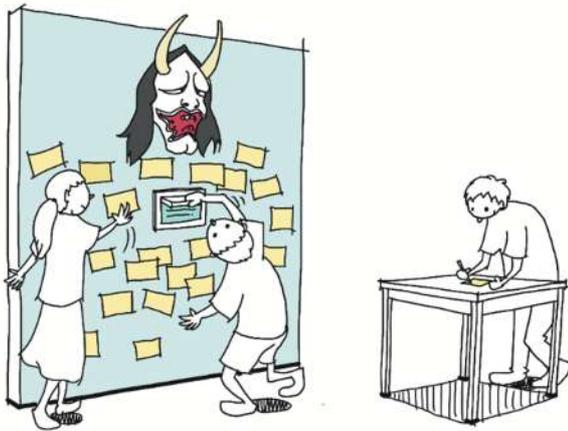


○偉人とメッセージのやりとりをする展示



タブレットやスマートフォンを通じて
偉人目線で功績や考え方が語られる

○展示資料のキャプションを自分たちで書いてみる体験

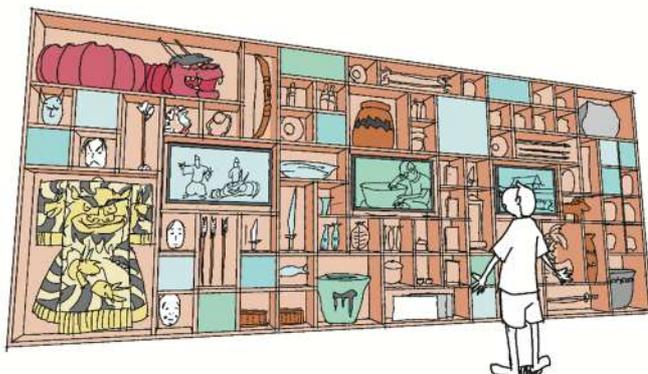


展示資料に関する
様々な視点（見方）からの解説

○タブレットやスマートフォン越しに資料をみると
歴史体験コンテンツが楽しめる展示



○浜田の自然や文化にまつわるモノを一望できる展示



ふるさと浜田を想起させるようなモノ
（化石、石見神楽の面、特産物ほか）

第7章. 事業計画

(1) 総事業費

事業費については、経費の圧縮に努めながら計画を進めていきます。

事業費の概算とその内訳

		費用
総事業費		753 百万円
	建 物	451 百万円
	展 示	302 百万円

※事業費は、令和2年2月5日付け「歴史文化保存展示施設の整備方針」によります。

(2) 事業スケジュール

期間	内容
1 年目	設計業務委託
2～3 年目	建設工事、展示準備など
4 年目	開館

おわりに

本基本計画は、歴史文化を通してふるさと郷育などを推進する新施設と美術を通して子どもたちの創造性を育む既存の世界こども美術館創作活動館とを複合施設として整備するための計画を検討したものです。

そのため、新施設の展示や活用などについては、「ふるさと」を切り口にしながら、特に子どもたちをターゲットにし、学校で学ぶ世界や日本の歴史文化との関連や地域との関連が図れるものとしていますし、歴史文化の分野に創作活動の視点を取り入れた能動的な学びの場とすることで、ふるさとを体感できる施設を目指しています。

また、「地域の博物館」として、子どもたちだけでなく、すべての年代に対して対応することも重要な役割であると考えています。

このような特色を前面に打ち出した施設は全国でも少なく、今後も地域の方々や様々な知見を持つ方々の意見をお聴きしながら、活動実績を蓄積しつつ試行を繰り返していくことが、大切であると考えています。

資料編

(1) 歴史文化保存展示施設専門検討委員会について

基本計画の検討は、令和2年度から「歴史文化保存展示施設専門検討委員会」を設置しました。専門検討委員会では、歴史文化に関する学識経験者や学校関係者12名で構成するとともに、展示部会と活用部会を設置して検討を深めました。事務局は浜田市教育委員会文化スポーツ課（令和2年度：文化振興課）に設置しました。

部会	氏名	団体など	備考
展示部会	仲野 義文	石見銀山資料館 館長	副会長・部会長
	隅田 正三	浜田市文化財審議会 委員長	副部会長
	岩町 功	石見郷土研究懇話会 会長	
	川原 和人	島根県埋蔵文化財調査センター 前所長	
	小松原 豊	浜田市浜田郷土資料館 館長	
	田中 啓信	浜田市資料館運営協議会 会長	
活用部会	長畑 実	日本ミュージアム・マネジメント学会理事	会長・部会長
	樋野 淳巳	浜田市校長会 会長	副部会長
	川田 英樹	浜田市教育研究会社会科部会 部長	
	杉浦 幸子	武蔵野美術大学 教授	
	寺尾 堂	浜田市世界こども美術館創作活動館前館長	
	中山 三善	スヌーピーミュージアム 館長	

歴史文化保存展示施設専門検討委員会 委員一覧

※委員（活用部会）については、令和2年度に濱崎政寿委員（浜田市小学校長会 会長）、令和3年度から川田英樹委員が委嘱されています。



第1回全体会の開催状況



第4回展示部会の開催状況

歴史文化保存展示施設専門検討委員会 開催概要

	開催年月日	会議名	議題	会場
令和2年度	8月3日	第1回全体会	1 これまでの経緯について 2 今後の予定について	世界こども美術館多目的ホール
	8月31日	第2回全体会	1 事業費内訳について 2 浜田郷土資料館の活動や資料状況について 3 世界こども美術館創作活動館の活動や資料状況について	浜田公民館 研修室
	10月14日	第3回全体会	1 歴史文化保存展示施設整備計画など策定支援業務委託業者について 2 (仮称) 浜田歴史資料館検討会の検討結果報告について 3 次回専門検討委員会の進め方について	浜田公民館 研修室
	11月27日	第4回全体会	1 増設建物の考え方について	世界こども美術館多目的ホール
	12月22日	第1回展示部会	1 展示部会の進め方と事例について	浜田郷土資料館研修室
	12月23日	第1回活用部会	1 活用部会の進め方と事例について	浜田郷土資料館研修室
	2月8日	第2回展示部会	1 歴史文化保存展示施設の展示テーマ・構成について	浜田市役所 北分庁舎会議室1
	2月12日	第2回活用部会	1 歴史文化保存展示施設で行う活動内容について	浜田市役所 北分庁舎会議室
	3月22日	第3回展示部会	1 歴史文化保存展示施設の展示の考え方・内容について	浜田市役所 本庁舎講堂
	3月23日	第3回活用部会	1 歴史文化保存展示施設で行う活動内容について	浜田市役所 本庁舎講堂

開催年月日	会議名	議題	会場	
令和3年度	4月28日	第5回全体会	1 活用部会副部会長の選出について 2 歴史文化保存展示施設の展示の考え方・内容について 3 歴史文化保存展示施設で行う活動内容について 4 今後の予定について	浜田まちづくりセンター研修室
	7月21日	第4回活用部会	1 歴史文化保存展示施設で行う活動について	浜田市役所北分庁舎会議室
	7月28日	第4回展示部会	1 常設展示の主な展示手法について	浜田市役所北分庁舎会議室
	8月16日	第6回全体会	1 常設展示の主な展示手法について 2 歴史文化保存展示施設の基本計画(案)について	浜田市役所本庁舎講堂
	8月30日	第7回全体会	1 常設展示の主な展示手法について 2 歴史文化保存展示施設の基本計画(案)について 3 施設名称の検討について	浜田まちづくりセンター研修室
	10月4日	第8回全体会	1 歴史文化保存展示施設の基本計画(案)について 2 施設名称の検討について	浜田まちづくりセンター研修室

歴史文化保存展示施設専門検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 歴史文化保存展示施設（以下「施設」という。）の整備に関し、展示、活用（教育普及）、運営などについて専門家の意見を聴き、基本計画を策定するため、歴史文化保存展示施設専門検討委員会（以下「専門検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門検討委員会の所掌事務は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 施設の整備に関すること。
- (2) 施設の展示方法に関すること。
- (3) 施設の活用（教育普及）方法に関すること。
- (4) 施設の運営に関すること。
- (5) そのほか市長が必要と認める事項

(構成など)

第3条 専門検討委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) そのほか市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、施設整備に係る基本計画の策定に要する間とする。

(会長及び副会長)

第5条 専門検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門検討委員会の会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。

2 専門検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門検討委員会の会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が専門検討委員会の会議に出席した場合は、当該委員に対し報償費及び実費弁償を支給する。この場合において、報償費及びその支給方法にあっては浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）別表この表に掲げる者を除く専門委員又は附属機関の委員の欄並びに第3条及び第4条第1項の規定、実費弁償にあっては同条例第5条の規定の例による。

(庶務)

第8条 専門検討委員会の庶務は、教育部 文化スポーツ課において処理する。

(そのほか)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門検討委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

歴史文化保存展示施設専門検討委員会部会設置要綱

(設置)

第 1 条 歴史文化保存展示施設専門検討委員会設置要綱第 9 条の規定により、歴史文化保存展示施設専門検討委員会（以下「専門検討委員会」という。）に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 展示部会
- (2) 活用部会
(所掌事務)

第 2 条 部会は、別表に掲げる事項について資料収集、調査及び検討などを行う。

(構成など)

第 3 条 部会は、専門検討委員会の委員をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、専門検討委員会の求めに応じて、検討過程を報告するものとする。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会の会議は、部会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第 6 条 部会の委員が部会の会議に出席した場合は、当該委員に対し報償費及び実費弁償を支給する。この場合において、報償費及びその支給方法にあつては浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）別表この表に掲げる者を除く専門委員又は附属機関の委員の欄並びに第 3 条及び第 4 条第 1 項の規定、実費弁償にあつては同条例第 5 条の規定の例による。

(庶務)

第 7 条 部会の庶務は、教育部 文化スポーツ課において処理する。

(そのほか)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月7日から施行する。
- 2 この要綱による最初の部会は、第5条第1項の規定にかかわらず、検討委員会会長が招集する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

部会所掌事項

部 会 名	所 掌 事 項
展示部会	資料の調査、展示方法、展示企画、収蔵方法などに係る事項
活用部会	学校教育との連携、生涯学習との連携、浜田市世界子ども美術館創作活動館との連携などに係る事項

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する 調査検討業務委託報告書の算出根拠等について

(調査検討業務委託報告書 P53・56 関係)

1 収入概算シミュレーション「想定利用者数合計 36,600 人」について

利用者数 36,600 人の推計につきましては、現在のサン・ビレッジ浜田のサッカーグラウンドと一体的に活用することも想定し、学校などの各種大会やサークル・クラブ活動での利用のほか、サッカーグラウンドで開催される大会の練習会場としての使用などを見込んでいます。

また、推計にあたっては、民間事業者ヒアリングを踏まえ 1 日あたりや年間の利用者数を推計するとともに、類似施設実績（サンマリン浜田：24,979 人、金城総合体育館：33,648 人、島根県立体育館：66,529 人など）を参考にしています。

No.	区 分				回数 /年	利用者数 /回	利用者数 /年		
1	スポーツ	非営利	全面 利用	一般	大会	50	100	5,000 人	
2					サークル・クラブ活動	150	40	6,000 人	
3				中学生以下	大会	50	100	5,000 人	
4					部活動	50	40	2,000 人	
5					学校利用	100	40	4,000 人	
6				半面 利用	一般	サークル・クラブ活動	100	20	2,000 人
7					中学生以下	部活動	50	20	1,000 人
8	スポーツ以外	営利	全面 利用	クラブチーム	スポーツ教室	200	40	8,000 人	
9					一般	スポーツ教室	50	40	2,000 人
10	スポーツ以外	非営利	全面 利用	スポーツ以外のイベント（無料）	全日	4	100	400 人	
11					スポーツ以外のイベント（無料）	半日	4	100	400 人
12		営利		スポーツ以外のイベント（有料）	全日	4	100	400 人	
13					スポーツ以外のイベント（有料）	半日	4	100	400 人
合 計					816		36,600 人		

2 単年度支出概算シミュレーション「光熱水費 4,600 千円」について

光熱水費 4,600 千円の内、空調に係る電気料金 1,500 千円は、スポット型エアコン（10 台分、使用期間：夏 4 月、冬 4 月）の他施設での使用事例実績から推計したものです。

また、その他光熱水費は、類似施設として「サンマリン浜田」の令和 4 年度実績（1,692 千円）から面積按分により推計したものです。

No.	区 分	金 額
1	電気料金（空調）	1,500 千円
2	その他光熱水費	3,100 千円
合 計		4,600 千円

議会改革推進特別委員会

行政視察レポート

令和6年1月18日（木）～19日（金）

1. 日時 令和6年1月18日（木）～19日（金）

2. 視察先と調査項目

(1) 徳島県小松島市議会

◎ 議会改革全般について

- ①授乳スペースの設置（議会図書室の活用）、②予算・決算審査の在り方（特徴的な取組）、
- ③議会モニター、④学生議会、⑤新人職員との意見交換会、⑥ふれあい市議会コンサート、
- ⑦タウンミーティング開催、⑧その他

(2) 徳島県那賀郡那賀町議会

◎ 議会改革全般について

- ①女性議会・高校生議会、②議会モニターの設置、③文書質問、④議会アドバイザー
- ⑤車座議会、⑥その他

3.参加者（派遣委員・議長）

委員長 牛尾昭、副委員長 西田清久

委員 三浦大紀、村武まゆみ、小川稔宏、布施賢司、佐々木豊治、田畑敬二

議長 笹田卓

4.視察目的

先進市議会における特徴的な議会改革の取組について視察し、浜田市議会における議会改革の参考とする。

特に当市議会において取組を実施していない項目について、重点的に調査し、今後の政策立案機能をはじめとする議会機能等の強化に生かす。

◆徳島県小松島市議会 概要

- ・人口：35,637人、世帯数：17,183世帯（令和5年3月末時点）
- ・面積：45.37平方キロメートル
- ・令和5年度一般会計当初予算額：歳入・歳出16,485,000千円

（議会の概要）

- ・平成25年9月1日から通年会期制を導入。会期は毎年5月1日から翌年4月30日
- ・議員定数：17人、現員17人
- ・常任委員会：総務常任委員会11人、文教厚生常任委員会11人、産業建設常任委員会11人、
予算決算常任委員会16人（議長を除く全員）
- ・議会運営委員会：7人 ・特別委員会：議会広報特別委員会8人、議会改革特別委員会8人
- ・議員報酬：議長472,000円、副議長417,000円、議員391,000円
- ・政務活動費：会派所属議員1人につき年額24万円（限度額）



◆徳島県小松島市議会 主な視察内容の抜粋（視察先の取組・事業概要）

①授乳室の設置

- ・産休明けに活動したいという女性議員からの要望に答えて設置するに至り、備品は議員及び議会事務局で用意した
- ・途中退席を可としただけでなく、子どもに関することで連絡を取ることも可としている

②予算決算審査のあり方

- ・予算決算理事会を設置：議運・各常任委員会の正副、副議長で構成。
- ・全委員が事業評価するべきと考える事業を選定→理事会で事務事業評価事業を決定。
→執行部が事業評価シートを議会へ提出→評価（理事会でまとめる）→* 議案として扱う



③学生議会

- ・市政や議会への関心を高めてもらうことを目的に実施。
- ・質疑の過程を体験する内容で、生徒の質問づくりを議員がサポートしている。

④新人職員との意見交換会

- ・新人職員の想いを聞きたいという議員の思いから開催。
- ・あがった意見は全協や委員会で取り扱った。

◆徳島県那賀郡那賀町議会 概要

- ・人口：7,403人、世帯数：3,712世帯（令和5年3月末時点）
- ・面積：694.86平方キロメートル（琵琶湖とほぼ同じ。）
- ・令和5年度一般会計当初予算額：歳入・歳出10,300,000千円

（議会の概要）

- ・平成28年11月1日から通年会期制を導入。
会期は毎年11月1日から翌年10月30日
- ・議員定数：14人、現員14人（男性12名、女性2名）
- ・常任委員会：総務文教常任委員会7人、産業厚生常任委員会7人、
- ・議会運営委員会：6人
- ・特別委員会：議会改革特別委員会10人、医療体制特別委員会11人
- ・議員報酬：議長255,900円、副議長218,100円、議会運営委員会・常任委員会委員長200,200円、議員182,000円
- ・政務活動費：なし



◆徳島県那賀郡那賀町議会 主な視察内容の抜粋（視察先の取組・事業概要）

①自由討議

- ・全員協議会の時に誰からでも議題を掲げられる仕組み。（整理してやることが大事）
- ・担当者と呼ぶと、自分の考え方を述べる機会が少なくなる。→執行部の担当者は呼ばない。
それぞれ賛否の理由を明らかにする。

②ICTの利活用（一般質問における資料配信）

- ・タブレットの導入は紙の削減だけか？そうであれば環境課がすべき。他に効果はないのかと問われた。
- ・7年前から目でも追えるように、質問者、執行部も資料を投影して質問をすることになっている。
- ・ケーブルテレビ視聴者に分かりやすい⇒一般質問、議案説明が可能になる。（資料がないと分からない）
- ・画面下部にテロップが出るようにもしたいと考えている。（音声同時認識システム）
- ・ケーブルテレビ中継しているなら、ぜひチャレンジしてほしい。

③事務事業評価

- ・各議員が点数付。その後議会の意見に示なくてはいけない。議会で合議して執行部に伝えないと意味がない。
議会で議決しないと弱い。
- ・事業評価の選定は、15部署あるが、1部署一つでスタート。任意。
- ・5事業出してきた中で1つピックアップとしている。分量が多すぎて深堀ができない。
- ・継続事業をピックアップして点数付されており、視覚的に分かりやすい。議論するだけだと、行政側が判断してしまう。

◆徳島県那賀郡那賀町議会 視察内容（視察先の取組・事業概要）

④議会建築物検討委員会

- ・行政が出してくる提案について、特に建築物についてはギリギリになって出てくる。
今ここで決断しないと・・・的なことが多い。
- ・5000万円以上の建築物であれば計画段階からすぐに頭出ししてもらうような仕組み。
- ・計画立案段階と執行段階の機会に自動的に設置すると取り決め。

⑤議会表彰

- ・スポーツ、学術、文化、社会活動等に関して功績を称えるもの。

⑥文書質問

- ・通年議会にしたのだから、いつでも質問を出せるようにした。議長へ提出。
- ・議長が担当部署に二週間を目処に回答をもらうことにしている。
- ・町の広報誌に文書質問の回答を掲載。文書で回答が返ってくるので一般質問より正確。

委員会の考察

今後、導入の可否も含め、委員会で検討すべき事項

1.議会活動・議員活動の促進

～様々な手法による議会活動・議員活動を促進する取組

2.議員間討議の手法の検討

～議員間での議論の促進と意見の見える可を重視した取組

3.市民への活動発信の充実

～わかりやすい情報発信と広聴機能の拡充の取組

委員会の考察

1.議会活動・議員活動の促進

～様々な手法による議会活動・議員活動を促進する取組

①事業評価制度による意見シートの作成及び意見書提案(議案化)

- ・ 予算決算における事業評価制度
- ・ **意見書(議案)** に対しては議員間討議が必要
- ・ 現状での浜田市議会のやり方(附帯決議)でもよいが、評価後の市政への反映方法の検討が必要

②新人職員との意見交換会

- ・ 新規採用市職員と議員との意見交換会を開催

③議場・議会図書室の活用

- ・ 議会図書室をオンライン研修会の受講室として活用

④文書質問

- ・ 通年会期でのルールづくりが必要

委員会の考察

3.市民への活動発信の充実

～わかりやすい情報発信と広聴機能の拡充の取組

①一般質問における資料配信

- ・一般質問の内容をよりわかりやすく、可視化できるしくみとして議員が作成した資料をケーブルで配信（現状のパネル使用の発展）
- ・資料配信の有無については、議員間で個人差も生じる

②若者の意見聴取の場

- ・議場活用や広聴機能の拡充及びわかりやすい情報発信
- ・高校生議会など主権者教育へもつながる
（議会広報広聴委員会との関連あり）



③議会表彰制度の導入

- ・議場で幼・小・中・高校生等、全国レベルで活躍した学生等を表彰
- ・主権者教育へもつながる（議会広報広聴委員会との関連あり）

提言書

協働のまちづくりの推進について

～できる人が、できる時に、できる事を～

令和6年2月

浜田市議会 協働のまちづくり推進特別委員会

1 はじめに

令和3年4月1日から「浜田市協働のまちづくり推進条例」が施行されたことに伴い、地域拠点が公民館からまちづくりセンターとなり、まちづくりコーディネーターが配置されるなど、新たな取組が開始された。市民からは取組に対する戸惑いや不安の声も聞かれたことから、浜田市議会として、協働のまちづくりの推進について調査及び研究を行うとともに、市に対し必要な意見及び提言を行うことを目的とした「協働のまちづくり推進特別委員会」を令和4年3月17日に議会の議決を経て設置した。

これまで、24回の委員会の開催に併せて、各まちづくりセンターへの意見聴取、まちづくりコーディネーター、地区まちづくり推進委員会及び市担当課との意見交換会、先進地への行政視察、識見者に講師を依頼した勉強会などを行い、委員間での活発な自由討議を重ねた結果、本提言を提出するに至った。

提言内容に対する善処を願うとともに、本市における協働のまちづくりがより一層推進されることを望む。

2 提言

(1) 地区まちづくり推進委員会のあり方について

地区まちづくり推進委員会の組織化に継続して取り組み、設立済みの地域においては活動が活発になるよう、まちづくりコーディネーター及びまちづくりセンター等との連携に加え、地区まちづくり推進委員会同士の連携を推進されたい。

また、事務局の担い手が不足しているという声があることから、地区まちづくり推進委員会の運営がより円滑になるよう、事務局を担うことのできる人材を配置し、行政からの寄り添った支援を行われたい。

加えて、どのような活動に取り組めば良いか分からないという声があるため、先進事例や優良事例などをまとめた資料を活用し、まちづくりコーディネーターやまちづくりセンター職員から地区まちづくり推進委員会へ向けて積極的に情報提供されたい。あわせて、各団体の地区まちづくり計画の公開を検討されたい。

さらに、地区まちづくり計画に沿った活動がより活発になるよう、交付金請求者の意見も聴取し、手続きの簡素化、活動量加算・減算などの見直しを検討されたい。

(2) 町内会等のあり方について

町内会、行政区、集落、自治会等の名称が地域や地区によって違い、位置付けが分かりにくいいため、市が求める役割を明確にされ、市民等に分かりやすく示されたい。

町内の区域に属する市民は同じ町内の仲間であるという意識は協働の基本であり、同区域に立地する事業所に対しては、災害時などの緊急事態では互いに助け合う必要もあるため、町内会活動への参画を求める「(仮称)地域自治推進事業所認定制度」の創設を検討し、事業所も町内の一員であるという意識の醸成に努められたい。

その上で、町内の区域に属する市民等のつながりを強化するためには、集う仕組みづくりが重要である。平成31年3月の中山間地域振興特別委員会の提言にもある「まずは集まる」という視

点から、食や伝統文化、四季の行事などを通じて集うことのできる取組が進むよう、各地区へ啓発されたい。

(3) まちづくりセンターのあり方について

協働のまちづくりにおいてまちづくりセンターは、地域住民が集い、学び、つながる活動を実践しながら、地域の活動拠点になることが重要である。地域の実情に即した活動が推進されるよう、まちづくりセンター職員に対する研修を積極的に提供し、引き続き地域での社会教育及び生涯学習を推進されたい。

なお、拠点機能が人口規模や業務量に見合っていない浜田地域においては、社会教育委員の会からの提言も踏まえた拠点整備及びまちづくりセンターの実情に即した人員配置を早急に図られたい。その上で、浜田地域のまちづくりセンターとそれぞれの地区まちづくり推進委員会との連携が推進されるよう支援されたい。

(4) まちづくりコーディネーターの継続及び強化について

現まちづくりコーディネーターは、地区まちづくり推進委員会の設立支援及び活動支援等で精力的に活動されており、主役である地域住民に寄り添い、まちづくり活動のアイデアを与える存在である。また、行政と市民をつなぐ重要な役割も担っているため、所期の目的が達成されるまで取組を継続されたい。

また、さまざまな地域課題を解決するために、市の各部署及び各まちづくりセンターと連携し、自主防災や子育て支援など地域からの要望に応えられるよう、人材の強化・拡充も検討されたい。

(5) 地域協議会のあり方について

地域協議会は浜田那賀方式自治区制度とともに創設されているが、地域によって取組に差がある。

旭地域では住民に対し、地域協議会での協議内容を知らせるために「旭地域協議会だより」が全戸配布されている。地域協議会

の活動を見える化するため、全市的な取組へと発展されたい。

一方、地域協議会の必要性については各地域で確認し、地域協議会のあり方を再検証し、必要に応じて条例の改正も検討されたい。

(6) 人材の発掘及び育成について

若者世代がまちづくり活動へ参画しやすいよう、各地区まちづくり推進委員会及び町内会等へ子どもや若者を中心に据えたまちづくり活動の推進を提案されたい。その上で、多世代での交流が図られる場を通じて、地域の中でともにまちづくり活動に取り組む人材の発掘につなげられたい。

そのためにも、回覧板アプリや SNS などのデジタルツールの活用を促し、若者のまちづくり活動に対するハードルを下げる取組を検討されたい。あわせて、スマートフォン活用講座などで、高齢世代がデジタルツールに親しむことのできる取組を継続されたい。

また、画一的な研修ではなく、地域の課題解決ニーズに応えることのできる生涯学習の機会を幅広い選択肢で提供するスタートアップ講座やスキルアップ講座を市民向けに周知し、意識の醸成を経て人材の育成に努められたい。

さらに、地域政策学部を有する島根県立大学との連携協定にのっとり、学生と地域がつながる仕組みづくりをより一層推進されたい。加えて「協働のまちづくりを全体的に統括するリーダー的役割を担う人材」の島根県立大学等からの登用を検討されたい。

(7) 全市民で協働のまちづくりを進めるために

住民が主体となるまちづくりに対する理解や意識の醸成が十分に進んでおらず、各地域組織の活動で苦慮されているため、「自身の地域にはどんな課題があって、解決するにはどうすれば良いか」という投げ掛けから始め、協働のまちづくりの理念が市民等に伝わるよう積極的に働き掛けられたい。

あわせて、町内会等の地縁の活動だけでなく、特定のテーマを共有する「志縁」の活動が充実し継続していくために、浜田市社会教育推進計画等を踏まえた学びを通じたコミュニティづくりを推進されたい。

協働の担い手である地区まちづくり推進委員会、NPO法人、市民ボランティア団体等の活動を支援するため、パソコンや印刷機器などを備え、まちづくり活動を行う市民等が自由に利用できる作業スペースの確保を図られたい。整備に当たっては、各まちづくりセンター、各支所の既存スペースの利活用や旧校舎の活用などを検討されたい。

また、市民等が協働のまちづくりをより身近に感じ、考えるきっかけとして、例えば、「できる人が、できる時に、できる事を」のような「**キャッチコピーの公募**」を検討されたい。

さらに、協働のまちづくりを推進するためには、全市民が生涯にわたって学ぶ姿勢を持つことが必要であると考えことから、市民等のまちづくり意識が主体的になるよう「**生涯学習都市宣言**」の表明を検討されたい。

以上、協働のまちづくり特別委員会からの提言とする。

3 会議等の開催状況

令和4年

日付	内容
3月17日	正副委員長の選出
4月12日	今後の取組方針の協議
4月19日	まちづくりセンターへの意見聴取の調整
5月9日～26日	市内26のまちづくりセンターに対し意見聴取
6月7日	上記意見聴取で出た意見を委員間での共有
7月11日	まちづくりコーディネーターとの意見交換
8月17日	まちづくりセンターへの意見聴取結果のまとめ
9月26日	まちづくりコーディネーターとの意見交換のまとめ
10月26日	執行部からの報告、行政視察の調整 執行部との意見交換
11月7日、8日	行政視察（長崎県佐世保市、佐賀県小城市）
11月28日	行政視察を終えて各種報告書調整

令和5年

日付	内容
1月13日	取組状況のまとめ、今後の方針協議
3月3日	執行部との意見交換、中間報告内容協議
4月12日	これまでの取組を踏まえた提言の作成を決定
6月16日	中間報告内容の最終調整、勉強会の開催決定
7月7日	「地域の改革と中間支援（コミュニティ・協働支援）」 勉強会講師：滋賀大学経済学部教授 横山幸司氏
7月13日	勉強会のまとめ
8月9日	提言に向けた自由討議（1）
8月22日	提言に向けた自由討議（2）
9月13日	提言に向けた自由討議（3）
9月27日	提言に向けた自由討議（4）
10月11日	提言内容の詳細協議
10月16日	執行部からの報告 執行部との意見交換
11月1日	提言内容に対する各会派からの意見確認

	地区まちづくり推進委員会との意見交換会の実施決定
11月10日	意見交換会の実施方法協議 執行部との意見交換を踏まえた提言内容の修正協議
11月24日	意見交換会の実施方法最終調整 提言内容の修正協議
12月4日 7日、8日、 11日、13日	地区まちづくり推進委員会との意見交換会（5地域）
12月25日	地区まちづくり推進委員会との意見交換のまとめ

令和6年

日付	内容
1月10日	提言内容の修正協議
1月17日	提言内容の最終調整
1月25日	執行部との意見交換、提言内容の修正協議
2月8日	提言内容の決定

協働のまちづくり推進特別委員会

委員 長 西 田 清 久
副委員 長 上 野 茂
委 員 村 木 勝 也
村 武 まゆみ
柳 楽 真智子
岡 本 正 友
芦 谷 英 夫
川 神 裕 司

令和6年3月浜田市議会定例会議 陳情付託先について

(陳情受付件数 19件)

○総務文教委員会 11件、福祉環境委員会 1件、産業建設委員会 1件、
議会運営委員会 5件、計 18件

○委員会へ付託せず、議員配付とする陳情（陳情書取扱基準該当） 1件

陳情 番号	件名	付託先
124	訪問入浴介護サービスの存続を求める陳情について	福祉環境委員会
125	石見まちづくりセンター研修室床の修理の陳情について	総務文教委員会
126	郷土資料館・石見神楽伝承館整備の検討において市民主体の手法を取り入れることを求める陳情について	総務文教委員会
127	スケート場調査報告書の検証を求める陳情について	総務文教委員会
128	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、機能転用（用途変更）した場合の利用想定、収支想定について、分かりやすい説明を求める陳情について	総務文教委員会
129	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、報告書で比較検討する3つの用途ごとに経済効果の比較検討結果の説明を求める陳情について	総務文教委員会
130	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関するアンケート調査について、わかりやすい説明を求める陳情について	総務文教委員会
131	人事案件も陳情でやるべきではないかという陳情について	議会運営委員会
132	裁判中の案件も陳情でやるべきという陳情について	議会運営委員会
133	メールで済むことは足並みをそろえて合理化をと いう陳情について	議会運営委員会

令和6年3月浜田市議会定例会議 陳情付託先について

陳情 番号	件名	付託先
134	二元代表制の本質を考え、疑わしいものは「市の説明を信じた決定」をしないようにすべきという陳情について	議会運営委員会
135	複合施設の決定プロセスの説明を市民にしてほしいという陳情について	総務文教委員会
136	スケート場が廃止の流れの中で、説明のエビデンスの具体性がないので再考をという陳情について	総務文教委員会
137	ふるさと寄附のお金は気軽に箱物に使ってほしくないという陳情について	産業建設委員会
138	人口減少ということで騒がず、人口減少の後に来るものを明確にし、それが、騒ぐべきものかどうかを判断してほしいという陳情について	総務文教委員会
139	二元代表制の守られていない例を参考にして、活動してくださいという陳情について	議会運営委員会
141	人口減少は具体的に何が問題かを明確にしてほしいという陳情について	総務文教委員会
142	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、スケート場として存続する場合の想定について、最も費用対効果の高い駆動方式の採用を求める陳情について	総務文教委員会

令和6年3月浜田市議会定例会議
 ケーブルテレビ放送及び再放送について

日時	議会の予定	放送予定日 (111ch)	再放送予定日 (112ch)
2月26日(月) 10:00~	・施政方針表明 浜田市長 久保田 章 市宏 ・教育方針表明 教育長 岡田 泰 宏	2月28日(水) 17:00~	3月2日(土) 8:00~
2月27日(火) 10:00~	【個人一般質問 1日目(5人)】		
	1 村 武 まゆみ		
	2 佐々木 豊 治		
	3 牛 尾 昭		
	4 大 谷 学		
5 川 上 幾 雄			
2月28日(水) 10:00~	【個人一般質問 2日目(5人)】	2月29日(木) 17:00~	
	1 村 木 勝 也		
	2 川 神 裕 司		
	3 三 浦 大 紀		
	4 小 川 稔 宏		
5 肥 後 孝 俊			
2月29日(木) 10:00~	【個人一般質問 3日目(5人)】	3月1日(金) 17:00~	3月3日(日) 8:00~
	1 田 畑 敬 二		
	2 串 崎 利 行		
	3 岡 本 正 友		
	4 沖 田 真 治		
5 西 田 清 久			
3月1日(金) 10:00~	【個人一般質問 4日目(4人)】	3月2日(土) 17:00~	
	1 布 施 賢 司		
	2 芦 谷 英 夫		
	3 柳 楽 真智子		
4 永 見 利 久			